

適正な取引について ～ホテル業の健全な発展へ～



令和4年6月9日 恩納村コミュニティーセンター

講師：内閣府 沖縄総合事務局 総務部 公正取引室長 藤岡賢史

<本日の説明内容>

1. 公正取引員会
2. 独占禁止法
3. 下請法
4. 景品表示法
5. 転嫁円滑化施策パッケージ



1. 公正取引委員会

目的、位置付け、役割など



市場における競争の必要性

事業者間の競争は
社会の利益、日本経済の活性化に不可欠！



- 安くて良い商品の購入
- サービスの充実
- 選択肢の多様化

- 企業の成長・技術革新
- 事業の活性化
- 市場規模の拡大

社会全体のメリット

- 新規産業の創出
- 雇用の増加
- 日本経済の活性化・発展

市場のルール

事業者間の競争を人為的に制限する行為が存在するため、

市場の機能を十分に發揮させるため、公正かつ
自由な競争のルールが必要

市場経済で事業者が守るべき基本ルールを定めたのが

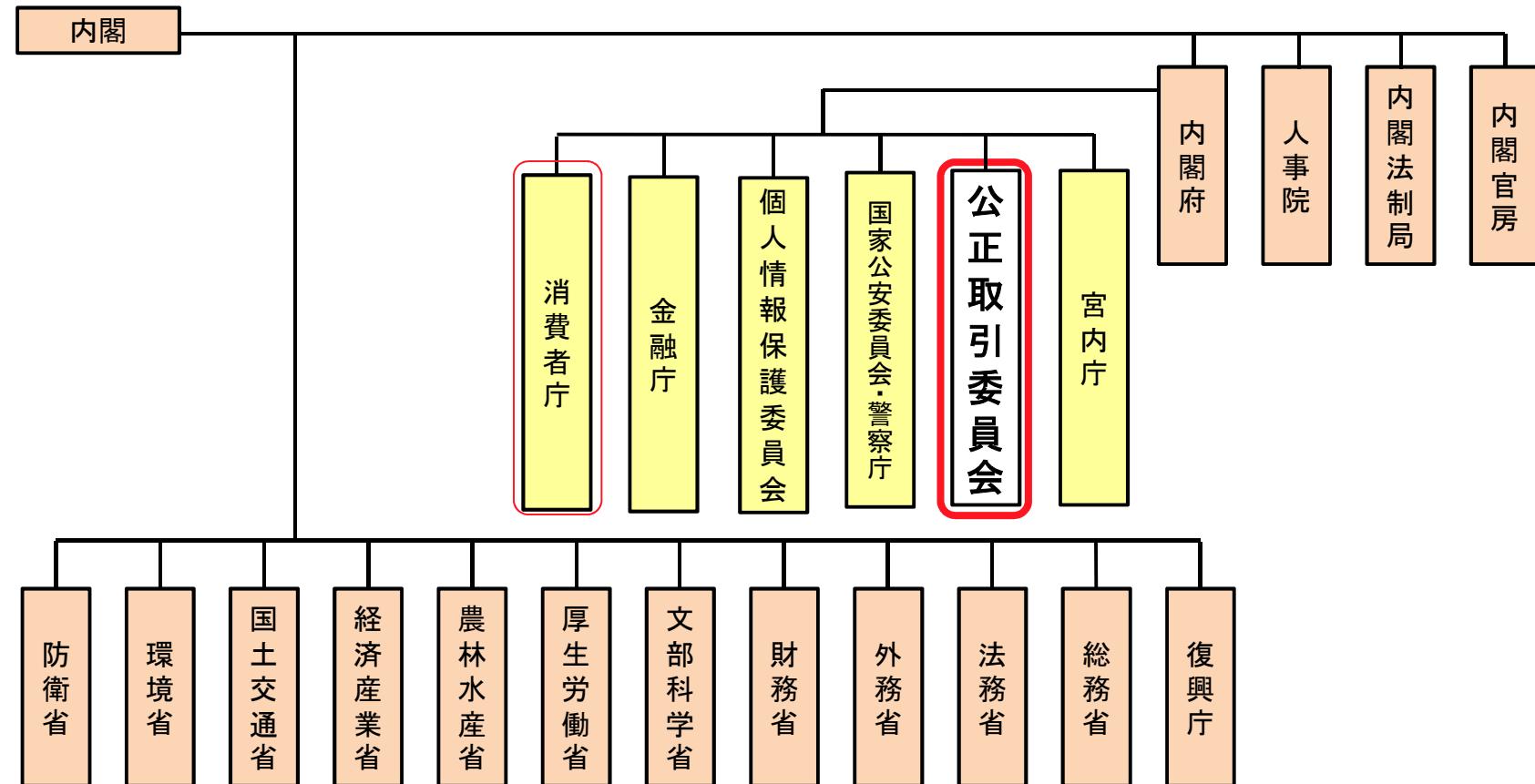
独占禁止法（競争法）



独占禁止法を運用する行政機関が

公正取引委員会（番人）

公正取引委員会の位置付け

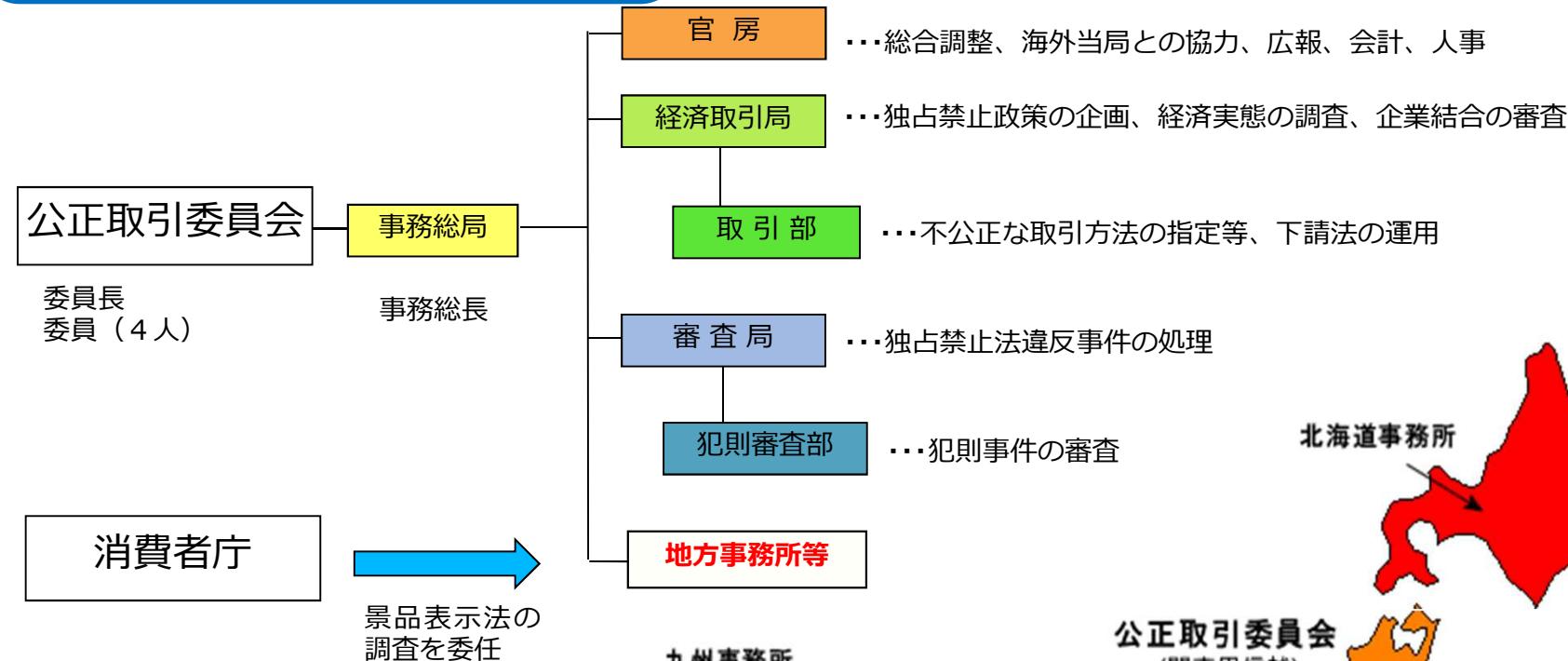


- 公正取引委員会は、独占禁止法を運用するための機関として、1947年に設立
- 公正取引委員会は、内閣府の外局として設置された独立行政委員会

公正取引委員会の組織



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



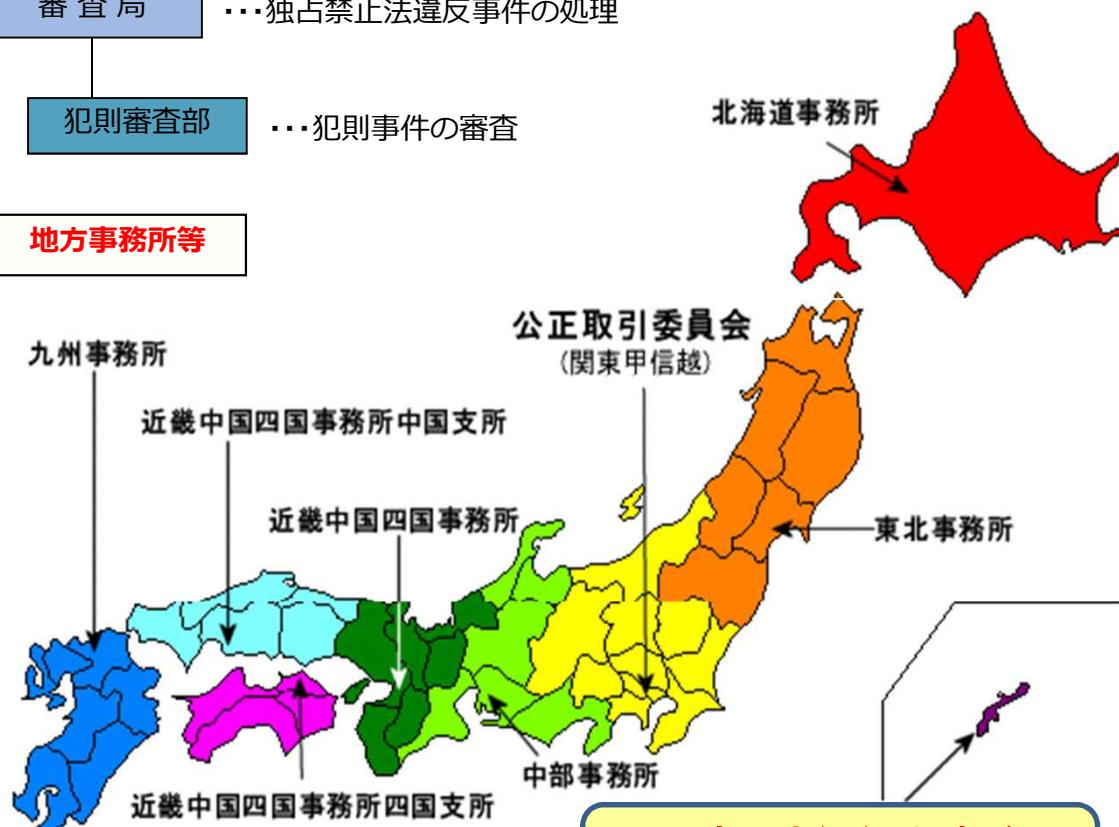
□地方事務所の役割

1. 各地での調査、措置

- 独占禁止法等(公正取引委員会)
- 景品表示法(消費者庁)

2. 各地での普及・啓発活動

相談対応、研修へ講師派遣
独占禁止法教室など



公正取引委員会の調査

公正取引委員会 は、違反行為を迅速に取り締まり、厳正な措置を探っている。

独占禁止法に違反する疑いがある企業を調査し、違反企業に対し、その行為をやめるよう命^め令（**排除措置命令**）したり、違反行為によって得た不当な利益を国庫に納めるよう命^め令（**課徴金納付命令**）する。



立入検査
(企業に立ち入り、机等を検査し、関係資料を収集)



事情聴取
(関係者から事情を聴取りし、供述調書を作成)



公正取引委員会が運用する法律

2. 独占禁止法

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
(昭和22年制定)



独占禁止法の禁止行為



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

事業者による4類型の行為を禁止

関連法

官製談合防止法

①私的独占
支配型・排除型

②不当な取引制限
カルテル・談合など

競争制限的な
③企業結合
合併・株式取得など

④不公正な取引方法
優越的地位の濫用など

下請法

補完法

消費税転嫁対策特別措置法

①私的独占の禁止

私的独占(独占禁止法第2条第5項)

有力な企業が、取引先への圧力などにより、ライバル企業を市場から追い出したり、新規参入者を妨害して市場を独占しようとする行為(排除行為)



消費者は価格・品質が優れた商品を買えなくなる

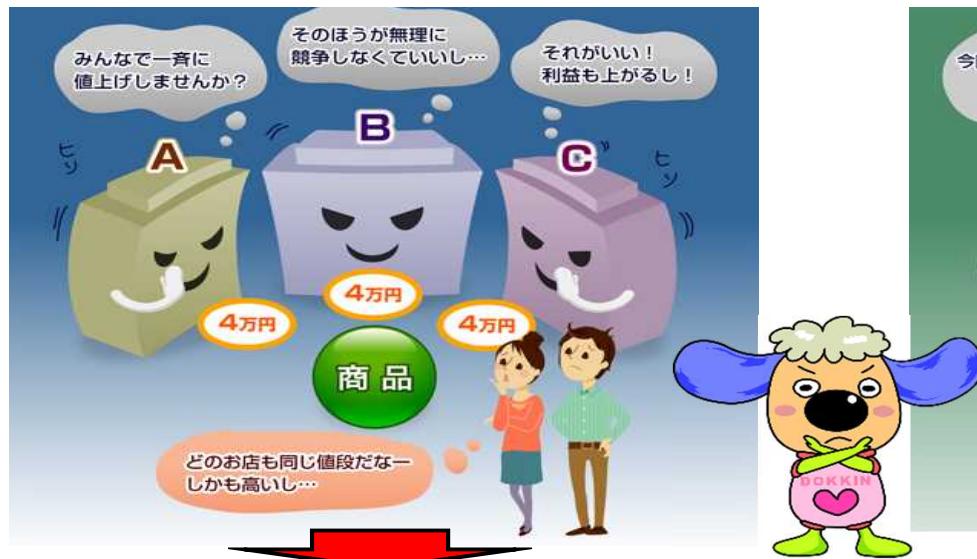
②不当な取引制限の禁止

独占禁止法第2条第6項

ライバル企業と連絡を取り合って、価格を取り決めるなど、お互いに市場で競争を行わないようにする行為。独占禁止法上、厳しく規制されている。

ex. 価格カルテル

本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格を共同して取り決め、一斉に値上げを行うなどする



消費者は高い商品を買わされる

ex. 入札談合

国や地方公共団体が発注する公共工事の入札において、企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額を決める



落札価格が高止まりする

価格カルテル

修学旅行料金カルテル事件

旅行業者5社は、共同して、市立中学校の修学旅行について、貸切りバス代金、宿泊費、企画料金、添乗員費用の基準を設け、合意した。

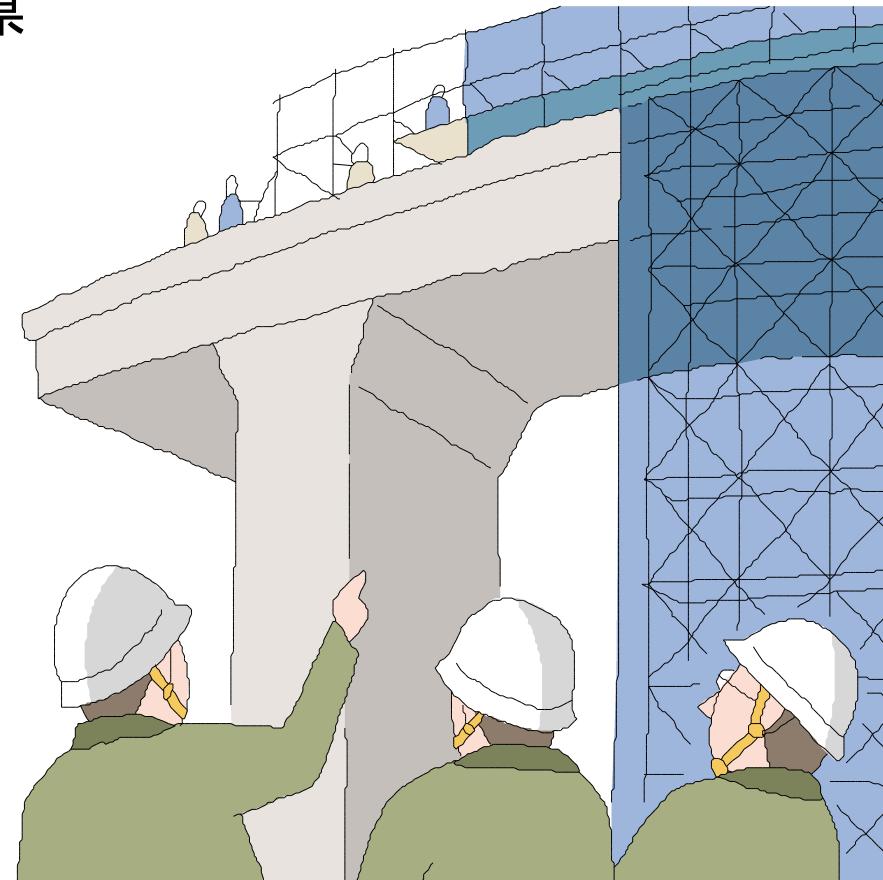
この行為は、市立中学校の修学旅行に関する旅行業務市場の競争を実質的に制限するものである。

平成21年7月 排除措置命令
岡山市所在の市立中学校の修学旅行を取り扱う旅行業者に対する件



- ・ 土木工事業者100社、建築工事業者103社は、
- ・ 遅くとも平成14年4月1日以降、沖縄県発注工事について
- ・ 受注価格の低落防止等を図るため、次の方法で受注予定者を決定
 - ① 1社希望の場合は当該社とする
 - ② 複数希望の場合は当事者で話し合って決める
 - ③ 解決しなければ他社が調停する
- ・ 受注予定者が受注できるように入札価格を調整

道路、公共施設など



課徴金総額
30億5984万円

③競争制限的な企業結合の禁止

独占禁止法第4章

企業結合（＝合併、株式取得、事業譲受け等）が、競争を実質的に制限することとなる場合は禁止される。

ex. 市場で競争していたライバル企業同士が合併



④不公正な取引方法の禁止



独占禁止法第19条

次のような行為で、公正な競争を阻害するおそれがあるもの。

例

◆優越的地位の濫用 → 詳細は次ページ

取引上の地位が優越していることを利用して取引の相手方に不当に不利益を与えること。

◆再販売価格の拘束

正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。

◆抱き合わせ販売

商品等を販売する際に、不当に他の商品等と一緒に購入させる行為のこと。

◆不当な顧客誘引

BtoBは
独占禁止法

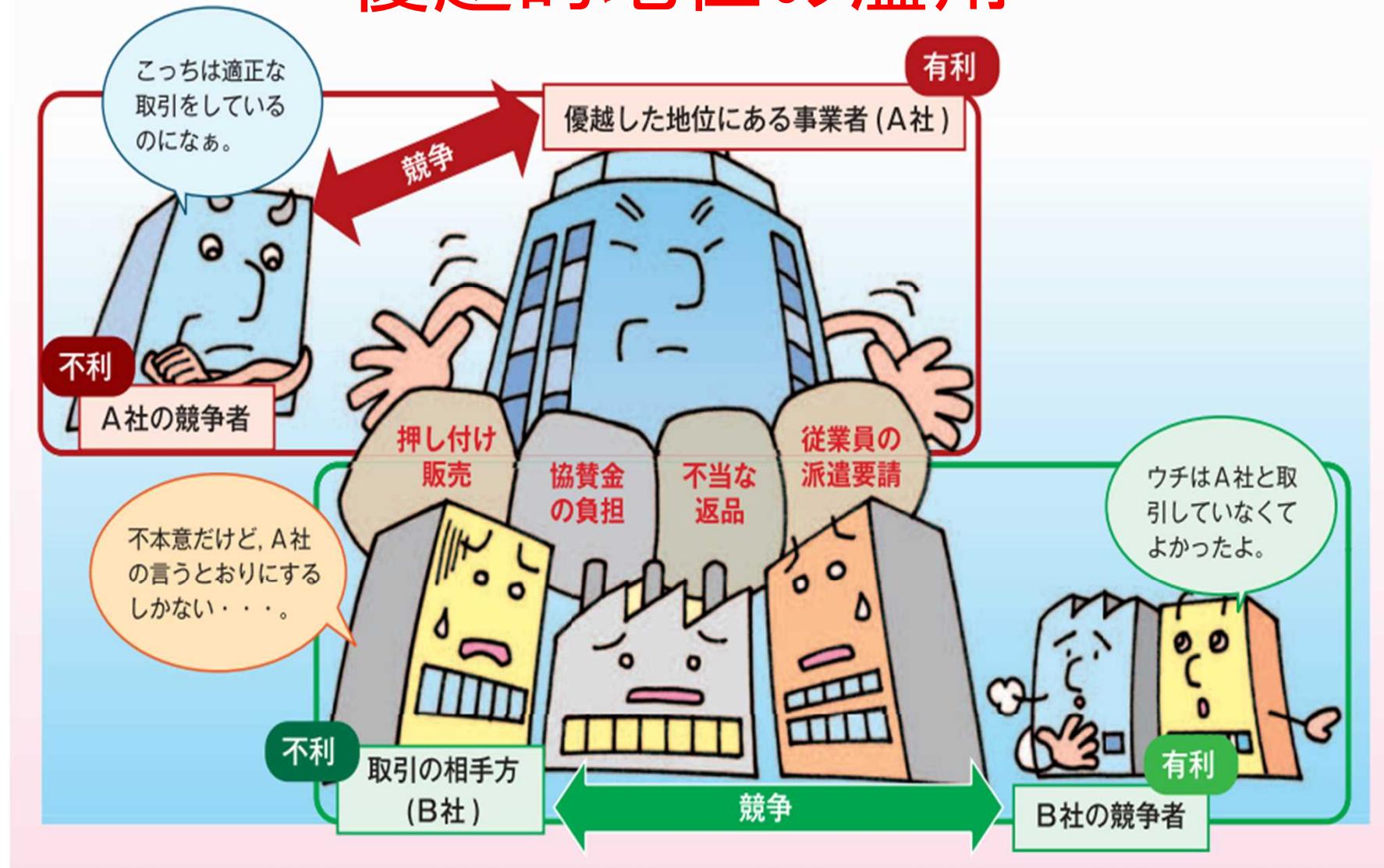
虚偽・誇大な表示で不当に顧客を誘引したり、過大景品を付けて商品を販売することにより、買い手の適切な商品選択を妨げること。

BtoCは
景品表示法

→ 一般消費者の場合は、**景品表示法**上の問題(不当表示・過大景品)



優越的地位の濫用



違反行為事例

優越的地位の濫用になり得る行為

ホテル

納入業者

書面で宿泊券の購入を要請し、購入の申込みが無いなどの場合には、購買部門の責任者ら納入取引に影響を及ぼし得る者から購入するよう重ねて要請し、その要請に応じることを余儀なくさせた。

自社が経営する宿泊施設で開催する歌謡ショー等のチケットの販売を行う際に、総支配人等から当該チケットの購入を要請し、チケットを一方的に送付するなどして、購入させた。

使用済みの油缶等、納入業者が回収する義務のない産業廃棄物を無償で回収させた。

自社の運営するホテルにおいて開催されるディナーショーの抽選会で使用される景品について、提供希望数量を提示の上、無償で景品を提供するよう要請し、提供させた。

ホテル

納入業者

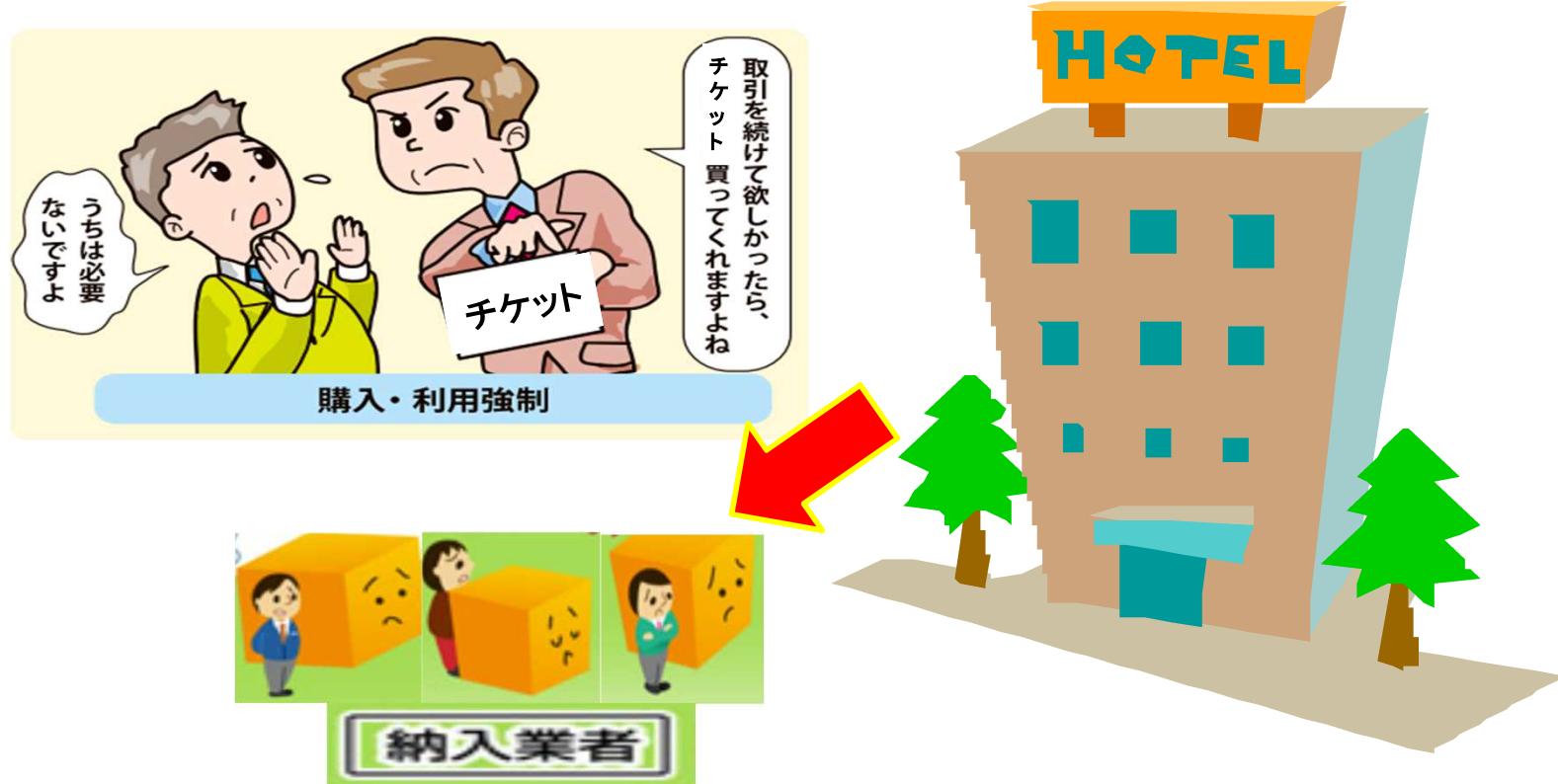
財務状況の悪化を理由に、自社の利益を確保するため、あらかじめ定めた納入価格から減額した。



沖縄県の違反事例

沖縄県内のホテル事業者が行った行為
(平成14年6月公表)

- ・ ホテル事業者が、取引上の地位が優越していることを利用して、納入業者に対し、
① ディナーショー等のチケット購入を仕入担当責任者が要請
② これに応じなければ今後の取引に影響を与える旨を示唆
⇒ 購入を余儀なくさせていた

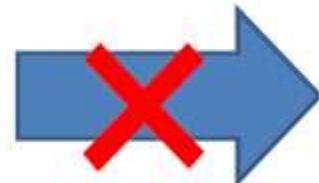


芸能事務所



(契約中)

著しく低い報酬での仕事



(契約終了後)

出演先(テレビ局等)への圧力等

芸能人



①芸能人の移籍・独立、②芸能人の待遇に関する芸能事務所による不当な行為は、優越的地位の濫用などの独占禁止法違反となる可能性があります。

3. 下請法

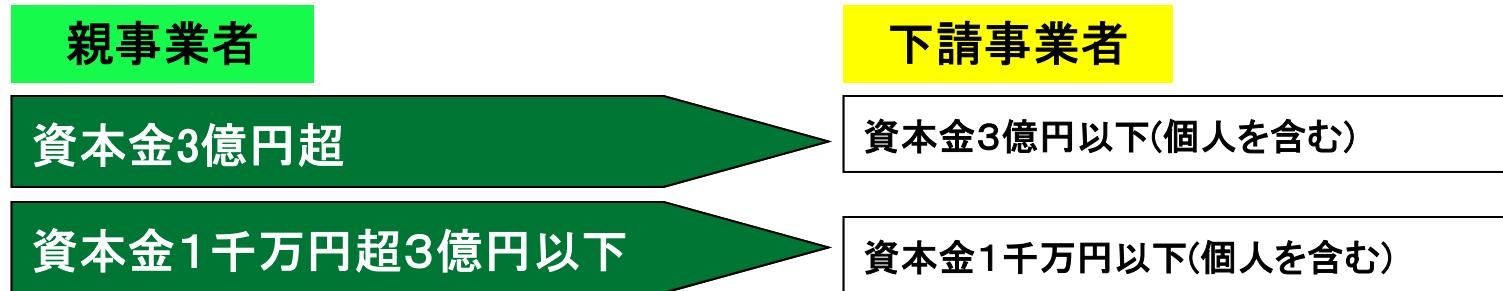
下請代金支払遅延等防止法(昭和31年制定)



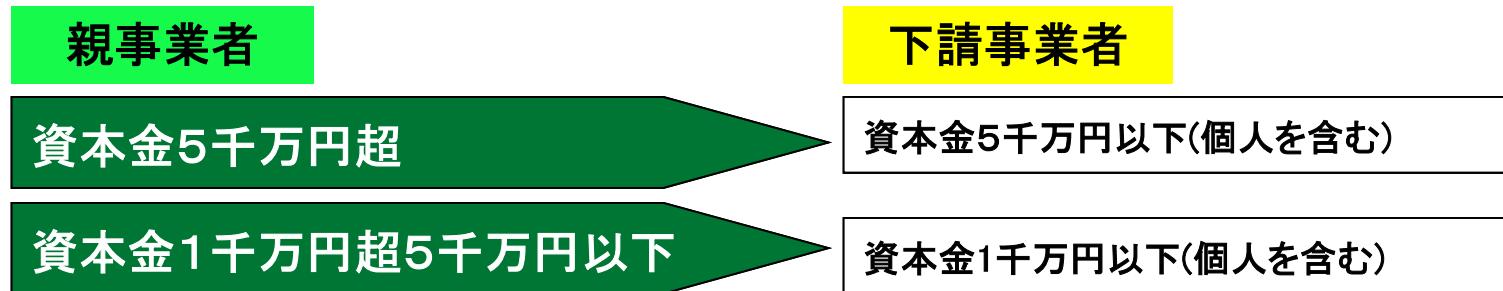


● 親事業者と下請事業者の関係は、資本金等で簡便に認定

- A 物品の製造委託、修理委託  (物品が対象…建設工事は対象外)
プログラムの作成委託、運送、倉庫での保管及び情報処理に係る役務提供委託



- B Aに該当しない情報成果物作成委託(CM制作など)や役務提供委託





● 親事業者の遵守義務

- ① 注文書の交付
- ② 支払期日を受領後60日以内に定める
- ③ 取引記録書面を作成し2年間保存する
- ④ 支払が遅れたら、遅延利息を支払う

● 禁止行為

- ・ 買いたたき
- ・ 下請代金の支払遅延
- ・ 割引困難な手形の交付
- ・ 購入・役務の利用強制
- ・ 不当な経済上の利益提供要請
- ・ 受領拒否
- ・ 減額
- ・ 返品
- ・ 早期決済
- など



このようなトラブルで困ったことはありませんか??



4. 景品表示法

不当景品類及び不当表示防止法
(昭和37年制定)



景品表示法の対象(行為類型)

目的 ⇒ 一般消費者の利益の保護

不当な顧客誘引の禁止

過大な景品類の提供の禁止

景品とは？

商品・サービスの取引に付随して、相手方に提供される物品、金銭等の経済上の利益

1. 一般懸賞

2. 共同懸賞

3. 総付景品



景品表示法の対象

景品類の最高額、
総額などを制限

オープン懸賞



景品表示法の対象外

不当な表示の禁止

表示とは？

事業者が商品・サービスの内容、取引条件について行う広告等の表示

1. 優良誤認

・不実証広告規制(効果・性能の表示の合理的な根拠資料がなければ不当表示)

2. 有利誤認

3. その他誤認されるおそれのある表示

景品表示法では、過大な景品類の提供を禁止しています。

一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供することです。



共同懸賞

商品・サービスの利用者に対し、一定の地域や業界の事業者が共同して景品類を提供することです。



総付景品

懸賞によらず、商品・サービスを利用したり、来店したりした人にもれなく景品類を提供することです。



懸賞による取引価額	一般懸賞における景品類の限度額	
	最高額	総額
5,000円未満	取引価額の20倍	懸賞に係る売上予定総額の 2%
5,000円以上	10万円	

共同懸賞における景品類の限度額	
最高額	総額
取引価額にかかわらず 30万円	懸賞に係る 売上予定総額の 3%

総付景品の限度額	
取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の10分の2

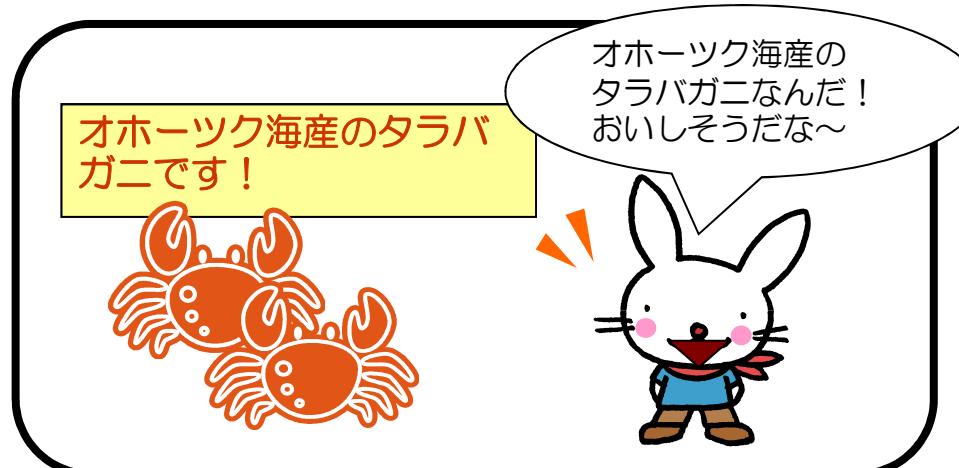
不当表示の禁止(①優良誤認表示)

優良誤認表示とは？

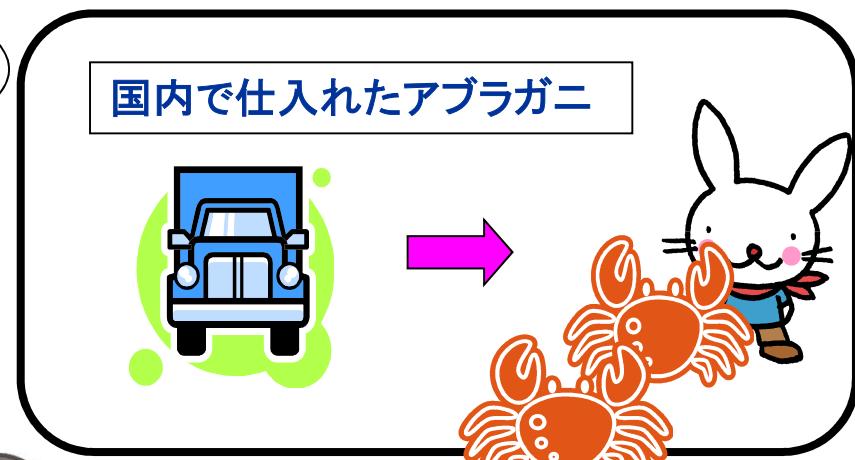
「良い品質のもの（規格、内容）！」と一般消費者に示し、
実際とは異なる表示



例えば…



実は…



「不実証廣告規制」

〔消費者が適正に商品・サービスを
選択できる環境を守るための規制です。〕

合理的な根拠がない効果・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。

消費者庁は、商品・サービスの効果や性能に優良誤認表示の疑いがある場合、その事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができます。当該資料が提出されない場合、当該表示は不当表示とみなされます。



● 新型コロナウイルス予防に根拠のあるサプリメントや特定の食品はありません。



一部の大学等の研究機関において、食品成分により新型コロナウイルスの不活化を実証したとする研究結果が報告されておりますが、いずれも試験管内での実験結果であり、当該食品成分を摂取することによる新型コロナウイルス感染及び重症化の予防効果が実証されているものではありません。そのような広告等にはご注意ください。



健康維持の基本は、「栄養バランスのとれた食事、適度な運動、十分な休養」です。食生活は、主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを心がけましょう。

不当表示の禁止(②有利誤認表示)

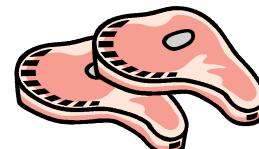
有利誤認表示とは？

「いいお肉がこの量でお得な価格（取引条件）！」
と一般消費者に示し、実際とは異なる表示

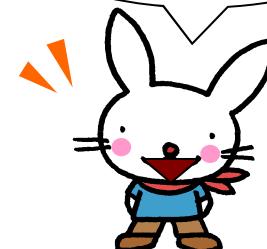


例えば…

贈答用：黒毛和牛霜降
すき焼き肉セット
1kg 10,000円



1kgでこの
値段はお得～



実は…

お肉の重さ + 割り下 + 容器
+ 保冷剤

の合計が1kgでした



不当表示(③その他)

商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれのある表示として内閣総理大臣が指定した不当表示



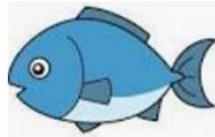
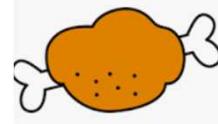
- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホームに関する不当な表示



メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方

(平成26年3月28日 消費者庁)

- 1 景品表示法の基本的な考え方に関するQ&A
- 2 肉類に関するQ&A
- 3 魚介類に関するQ&A
- 4 農産物に関するQ&A
- 5 小麦製品、乳製品、飲料に関するQ&A



例えば…

Q-3

飲食店において、牛脂注入加工肉を焼いた料理のことを「霜降りビーフステーキ」、「さし入りビーフステーキ」と表示してもよいでしょうか。

A 問題となります。



Q-18

飲食店のメニューとして「鮮魚のムニエル」と表示していますが、このほか特に使用している魚の新鮮さを強調した表示はしていません。実際には、解凍した魚を使用していますが、景品表示法上問題となりますか。

A 問題となりません。



景品表示法遵守のための業界の自主ルール

公正競争規約

- 事業者団体等は、消費者庁長官と公正取引委員会の認定を受けて、表示等の公正競争規約(自主ルール)を設定できる

☞ 公正競争規約の数: 表示67 景品37



公正マーク・会員証は、安心ショッピングの目じるしです

商品に表示される「公正マーク」の例



飲用牛乳



ハム・ソーセージ類



ローヤルゼリー



鶏卵



食用塩



防虫剤



辛子めんたいこ食品



ドレッシング類

店頭に表示される「会員証」の例



食肉



スポーツ用品



仏壇



眼鏡



指定自動車教習所



不動産



自動車
会員店

5. 転嫁円滑化施策パッケージ (公正取引委員会の取組)



「パートナーシップによる価値創造のための 転嫁円滑化施策パッケージ」 に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和4年3月30日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています（令和4年3月30日更新）。

転嫁円滑化施策パッケージ

執行強化のため、
新たに



優越的地位濫用 未然防止対策調査室

を設置しました！

優越的地位濫用未然防止対策調査室では、

- 転嫁円滑化施策パッケージに基づく
独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する
緊急調査
- 大企業とスタートアップとの取引に関する調査
等に取り組みます

「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の概要

公正取引委員会
令和4年3月30日

- 公正取引委員会は、令和3年9月、中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を一層推進するため、「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。同年11月、現下の経済状況に適切に対応しつつ、取引の公正化をより一層推進する観点から、アクションプランを改定。
- 公正取引委員会は、令和3年12月、公正取引委員会を含む関係省庁において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」が取りまとめられたことを踏まえ、令和4年3月、新たに「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」を策定。
- 公正取引委員会は、今後も引き続き、関係省庁と緊密に連携を図り、中小事業者等から寄せられる情報も活用し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進め、独占禁止法・下請法違反行為に対して厳正に対処していく。

①独占禁止法の執行強化	②下請法の執行強化	③価格転嫁円滑化スキーム
<p>1 独占禁止法上の優越的地位の濫用に関する緊急調査</p> <ul style="list-style-type: none">・調査対象業種の選定【令和4年3月実施済】・調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】 <p>2 大企業とスタートアップとの取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none">・調査開始、立入調査、事業者への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年内目途】 <p>3 荷主と物流事業者との取引に関する調査</p> <ul style="list-style-type: none">・立入調査、荷主への文書送付、調査結果の取りまとめ【令和4年6月まで】 <p>4 労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】</p> <p>5 公正取引委員会の体制強化・独占禁止法の適用の明確化</p> <ul style="list-style-type: none">・優越的地位濫用未然防止対策調査室の新設【令和4年2月実施済】・独占禁止法Q&Aの公表【令和4年2月実施済】	<p>1 買いたたきの解釈の明確化</p> <ul style="list-style-type: none">・下請法運用基準の改正【令和4年1月実施済】・下請法Q&Aの公表【令和4年1月実施済】・不当なしわ寄せに関する下請相談窓口の運用、オンライン相談会の実施【継続実施】 <p>(不当な下請取引)ゼロゼロ 110番 電話番号 0120-060-110</p> <p>【受付時間】10:00-17:00 (土日祝日・年末年始を除く。)</p> <p>2 買いたたきに対する取締り強化</p> <ul style="list-style-type: none">・労働基準監督機関との連携強化【令和4年4月から運用開始】・再発防止が不十分な事業者に対する取締役会決議を経た上での改善報告書の提出要請【速やかに運用開始】 <p>3 下請取引の監督強化のための情報システムの構築【令和4年内に運用開始】</p> <p>4 ソフトウェア制作業・受託システム開発業の取引適正化に関する実態調査【令和4年6月目途に調査結果を取りまとめ】</p> <p>5 不当なしわ寄せ防止に向けた普及啓発活動の拡充・強化【継続実施】</p>	<ul style="list-style-type: none">・関係省庁からの情報提供・要請の受付、違反行為情報提供フォームの運用【継続実施】・業種別状況等についての報告書の取りまとめ、事業所管省庁との連名による事業者団体に対する法遵守状況の自主点検の要請、重点立入調査（3業種） 【令和4年6月までに報告書を取りまとめ、その後、自主点検の要請や重点立入調査を実施】

【改正後の下請法運用基準の概要】

- 次のような方法で下請代金の額を定めることは、買いたたきに該当するおそれがある。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
 - ・労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。



ご静聴ありがとうございました。



公正取引委員会 の活動(詳しい情報)は…



<https://www.jftc.go.jp>

公取で検索



沖縄総合事務局 のSNSも是非ご覧下さい！！



<https://twitter.com/okisokyoku>



<https://www.facebook.com/okisou.naikakufu>